

令和6年度第3回倶知安警察署協議会議事概要

1 開催日時

令和6年12月17日（火）午後1時30分から午後2時48分までの間

2 開催場所

倶知安警察署 会議室

3 出席者

(1) 協議会委員 6人（定員8名）

会長 飯田 憲司

委員 高木智美、首藤一幸、佐竹 三郎、藤堂 智子、中野 ゆう子

(2) 警察署 10人

署長 丹羽 晃

副署長 松本 孝志

警務課長 住瀬 登（庶務担当）

会計課長 佐藤 正隆 生安課長 福士 大介 地域課長 小林 幸司

刑事課長 小松 道博 交通課長 加藤 貴公 警備課長 前野 寛人

警務係長

4 協議会内容

(1) 開会

(2) 会長挨拶

(3) 署長挨拶

(4) 業務概況説明（令和6年11月末）

ア 刑法犯の認知状況

イ 警察安全相談等の受理状況

ウ DV・ストーカー・児童虐待事案の取扱状況

エ 人身交通事故の発生状況

オ 主要な事件検挙、交通死亡事故（令和6年10月から12月）

(5) 話題

ア 遺失物事務（会計課長）

イ 災害対策（生活安全課長）

(6) 質疑・応答

【委員】

私がコンビニに行った際の話ですが、店内出入口付近の傘立てに傘を置き、買い物後に確認したところ、傘がなくなっていました。

誰かが勘違いして持って行ったとは思いますが、今後のために、落とし物やそれを拾った場合にはどのような対応をすべきか教えてもらえますか。

【会計課長】

法律上では、物を拾った人は、遺失者に返還するか警察署長に届け出をすることとなっています。

また、7日以内に届出をすることにより、持ち主が現れなければ、届出をした人が所有権を取得でき、また、持ち主が見つければ、報労金を貰える権利が発生します。

以前に取り扱ったもので言うと、タクシー内に財布を置き忘れてタクシー会社で預かっていた物について、来署した遺失の届出人からの話に基づき、タクシー会社に連絡し、それを聞いたタクシー会社に届出をしてもらったことがあります。

【委員】

拾った物の権利について、権利を放棄する場合がありますが、権利を主張する場合について教えてもらえますか。

【会計課長】

警察で、拾った方と落としの方が届け出をしてきた場合には、その都度、説明しており、いくつかのパターンがあります。

例えば、拾った方が、拾得物について御礼と所有権がほしいという場合は、落とした方が拾った方に連絡するのに必要なため、拾った方に対して落とした方に連絡先を教えて良いのかの了承をもらった上で、拾った方の連絡先が載った紙を落とした方に渡します。

違うパターンとしては、拾った方の意向で、御礼も不要だし、誰が拾ったのかを落とした方には伝えたくないが、3か月間、落とした方が現れなかった場合には、拾った物がほしいというパターンもあります。

このようなときには、拾った方が警察署に届け出た際に預かり書を渡し、3か月間だれからも連絡がない場合は、2か月間の引き取り期間内に預かり書を持って警察署に来てもらえれば、拾った物をお渡しする手続きとなります。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

【委員】

盗まれたくない物に、「〇〇警察署」というテブラシールを貼り、それにより盗まれにくくなったと聞いたことがあります。

これからスキーシーズンなので、スキーやスノーボードに貼るのもひとつの方法とは思いますが、そのようなことをしても良いのでしょうか。

【署長】

警察から許可を出しているわけではないので、良いとは言い難いところがあります。

いろいろな施設で「警察官立寄所」と掲示しているところがありますが、あれも警察で許可を出しているわけではありません。

その施設や団体で防犯目的として独自で付けていることが多いです。

【委員】

真狩村と留寿都村では多くの農場がありますが、バックカントリーをするためなのか、駐車場などでは農場付近の道道に、多くの車が列をなして止まっていることがあります。

除雪関係者も困っているほか、例えば農場に、車からの排気ガスの菌が入る場合もあるので困っているところなのでどうにかありませんか。

【署長】

駐在所にその状況を確認させることができますし、重点的に警戒するように指示できます。

また、駐車禁止場所でなくても取締りが可能な場合もあり、現場を確認して対応させていただきます。

【副署長】

畑への立入りに関して、土地の所有者が柵やロープ等で区画し、立ち入り禁止措置をするのもひとつの方法と考えます。

【委員】

年々、外国人観光客が増えていると感じているところであり、冬期間臨時で開設される二セコひらふ臨時交番の役割が増えていると考えられますが、その点について教えていただけますか。

【地域課長】

二セコひらふ臨時交番は、12月1日から開設してありますが、現在までの取扱いの半分以上は外国人の方で、いまは特に交通事故の取扱いが多く、これからも外国人観光客が増えると考えております。

参考までに、二セコひらふ臨時交番において1年前となる令和5年12月1日から令和6年3月20日までの間で、全取扱い事案が1,061件、そのうち外国人の方の取扱いは669件で約6割強となります。

【署長】

12月1日の開設から当署員を配置していますが、12月20日からは警察本部の自動車警ら隊の応援派遣や28日からは本部から通訳員の応援派遣をもらって、外国人の方の対応を万全にできるように体制を強化しております。

【委員】

郵便局に小包を出しに行った際、警察官が郵便局前で「特殊詐欺に気を付けてください。」と特殊詐欺の防犯のためのチラシを配っており、その帰りには農協の前や金融機関でも同じく警察官が防犯活動をされているのを見ました。

警察官が特殊詐欺の被害を1件でも多く減らすために、地道な活動をされているなと感じました。

【署長】

12月13日は、歳末特別警戒の出動式で、防犯協会と協力して特殊詐欺を含めた犯罪防止のための街頭啓発活動を行っていたところです。

【委員】

やはり、特殊詐欺の件数というのは多いのですか。

【生活安全課長】

全道的な特殊詐欺の被害件数ですと11月末時点で167件、被害金額が約6億2千万円となり、前回の協議会でお知らせしました8月末からの増加が被害件数がプラス71件、被害金額がプラス約2億円となっております。

また、特殊詐欺とは分類が変わりますが、今年に入り、SNSを使用した投資詐欺とロマンス詐欺の2つの手口の詐欺が大きく増加しているところで、同じく全道的な被害件数となりますが、今年8月末の時点で111件の被害を認知しており、被害金額は約16億円となり、11月末ですと被害の認知件数は145件、被害金額は約22億円ということで増加傾向となります。

さらに、この手口のほかに、国際電話を使った犯罪が多くなってきており、防犯対策として、無償で国際電話の利用を休止する手続きを推進しているところで、1件でも多くの被害を防止するために水際対策を行っております。

また、詐欺全般に関する相談を気軽にできるように、#9110の相談電話の周知をしているところです。

【委員】

#9110の説明をしていただけませんか。

【生活安全課長】

#9110というのは、警察への相談専用電話となります。

皆様は、なにかありましたら警察に110番通報や警察署に行くという考えを持たれると思いますが、実際に被害もなく、不審な電話があっただけでは「110番して良いのだろうか」と警察への相談の敷居が高いと迷われる方が多数いると思われしますので、誰でも気軽に相談できるダイヤルとして運用しております。

また、詐欺にかかわらず、なにか警察に相談をしたい場合には、気軽に#9110を利用していただければと考えております。

【委員】

わかりました。ありがとうございます。

5 次回の開催予定等

- (1) 開催日 令和7年3月（令和6年度第4回）
- (2) 議題 業務概況説明、交通事故の発生状況等